

役員等報酬規則

社会福祉法人寿翔永会

目 次

目 的	1
定 義	1
理事会等の出席報酬等	1
役員等の勤務報酬等	1
監事の報酬等	1
出張旅費	2
兼務役員	2
役員等の職務証跡	2
改 正	2
付 則	2
別 表	3

役員等報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人寿翔永会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規則でいう役員とは、理事、及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び評議員並びに評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2-イにより報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 役員が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2-ロにより報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2-ロにより報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2-ハにより報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、給与規則を適用し、本規則を適用しない。但し、理事長が特に必要と認める場合に限り、この規則を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、会議等出席簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規則の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規則は、平成26年8月1日より適用する

この規則は、平成28年6月1日より改正施行する。

この規則は、平成29年2月3日より改正施行する。

別表 1

名 称	報 酬	費用弁償費
理事会・評議員会・ 評議員選任・解任委員会等 出席報酬	8,000 円/回	1,000 円/回

別表 2

名 称		報 酬	費用弁償費	備 考
イ	理事長業務報酬等（日額）	10,000 円	1,000 円	
ロ	理事・評議員業務報酬等（日額）	8,000 円	1,000 円	
ハ	監事監査指導報酬等（日額）	15,000 円	1,000 円	

別表 3

旅 費（宿泊費含）	報 酬		その他
	理事長	理事・評議員	
実 費	13,000 円/日	8,000 円/日	実 費